

「令和4年度技術協力活用型・新興国市場開拓事業
(開発途上国における適応分野の制度・事業環境整備事業)の
実現可能性調査(適応分野)」(経済産業省事業)
募集要項

令和4年7月29日
株式会社野村総合研究所 適応FS事務局

株式会社野村総合研究所 適応FS事務局では、経済産業省(担当:産業技術環境局地球環境対策室)からの受託事業「令和4年度技術協力活用型・新興国市場開拓事業(開発途上国における適応分野の制度・事業環境整備事業)」を実施します。その一環として、以下の要領で、「実現可能性調査(Feasibility Study:FS)(適応分野)」の企画提案を募集します。

1. 目的

気候変動によって引き起こされる極端な気象災害(大雨や台風、干ばつ等)は、経済、社会、インフラ等に対して広範囲に様々な影響を及ぼしています。気象災害に対処するには、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」だけでなく、既に起こりつつある気候変動の影響を防止し、軽減する備えと、新しい気候条件を利用する「適応策」の強化が求められています。昨年のCOP26において、岸田総理が2025年までに適応支援の倍増を表明するなど、国内外にて適応の重要性が高まっています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書第2次報告書(2022年2月)では、特にアフリカ、アジアなどの開発途上国・地域は気候変動の影響を受けやすいとの科学的知見が示されています。開発途上国における適応に対するニーズは今後ますます高まる見込みであり、適応関連ビジネスの潜在的市場規模は拡大する傾向にあると言われていています(2050年時点で約50兆円)。このような状況を踏まえ、本FSは、アフリカやアジア等の開発途上国による気候変動問題への適応の取組に対して、日本企業が自社の有する技術・知識・ノウハウなどを通じて貢献を果たすことを目的とします。

2. FSでの実施内容

(1) 対象国

- 開発途上国(原則、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)が定めるODA対象国・地域¹、但し、中華人民共和国を除く)、であり、国別適応行動計画(NAP)の策定を進めている国や、国が決定する貢献(NDC)

¹ DACのリストは以下のURLを参照。

<https://www.oecd.org/dac/financing-sustainable-development/development-finance-standards/DAC-List-of-ODA-Recipients-for-reporting-2022-23-flows.pdf>

の中で適応への対応を重視している国(例えば、東部及び南部アフリカ諸国等)

(2) FSでの調査項目

- ① (1)の対象国において、事業者の技術等の活用を通じた相手国の適応行動への貢献可能性の調査
- a) 相手国において生じている又は生じる可能性が高いとされている気候変動の影響及びそれに対する解決策や軽減策に関する相手国のニーズの詳細
 - b) 上記に対する技術等の導入可能性(技術的な課題の検討や製品・サービスのスペックの検討に加え、市場の分析や、普及方法の確立、事業化を実現する場合のファイナンス策、相手国の政策との連携等の検討も対象とします。)
 - c) CTCNまたはGCFといった、国際機関のスキームの活用可能性を調査する。具体的には、CTCNやGCFの案件形成に向けて必要になる、要求項目への対応の検討等を実施する(事業実施にあたっては、CTCNやGCFの提案を要請・承認する途上国政府(CTCN:NDE、GCF:NDIA)、関与が想定されるネットワークメンバー(CTCN)/認証実施機関(AE)(GCF)、およびその他のステークホルダー等とも、案件形成に向けて必要な調整を行う形が望ましい。)
- ② 技術・製品を導入した場合の成果(相手国の気候変動の影響への適応行動への貢献や、その他経済・社会に与える影響)の評価手法の検討(参考資料「適応ビジネス貢献度の見える化ガイド」をご参照ください。)

※GCF/CTCNの支援を受ける際に必要となる要求項目

<CTCN>

・技術支援要請書

<https://www.ctc-n.org/technical-assistance/submit-request>

<GCF>

・コンセプトノート

<https://www.greenclimate.fund/document/concept-note-template>

・funding proposal

<https://www.greenclimate.fund/document/funding-proposal-template>

なお、本FSの実施にあたっては、採択された提案内容を基に、実施内容の詳細を経済産業省担当者と相談の上、決定します。採択事業者には、調査期間内に開催される中間報告会に参加し、調査の進捗状況を報告すると共に、外部の有識者のアドバイスに基づいた迅速な対応をお願い致します。

また、実現可能性調査事業の成果は、我が国の先進事例として関心国にPRする（国際発信）とともに、適応分野が我が国企業にとって事業機会であることを、国内の事業者へ啓発（国内発信）する際に公開される可能性があり、採択事業者にはその際にご協力いただくこととなりますので、ご留意ください。

（３）調査対象分野

適応分野を対象とし、気候変動による影響を受ける可能性が大きく、CTCN、GCFの各制度における以下の分野において成果を上げる蓋然性が高い案件を優先的に対象とする。

<CTCN>

水、農業、早期警戒と環境評価、インフラストラクチャー、再生可能エネルギー、エネルギー効率、廃棄物マネジメント、等

<GCF>

建物・都市、生態系、森林、エネルギーアクセス、健康・食糧・水の安全、インフラストラクチャー、等

<日本の民間企業の適応有望分野>

自然災害に対するインフラ強靱化、エネルギー安定供給、食料安定供給・生産基盤強化、保健・衛生、気象観測及び監視・早期警戒、資源の確保・水安定供給、気候変動リスク関連金融

※適応グッドプラクティス事例集（2022年2月）より抜粋。

[R3FY adaptation practice Japanese.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20220210_0011/20220210_0011.pdf)

（４）FS実施にあたっての留意事項

FS実施にあたっては、調査状況及び現地の情報等の具体的な実施内容について、当事務局及び経済産業省担当者と定期的に情報交換を行いつつ、効果的に実施すること。また、事務局が行う進捗管理への協力が必要であることに留意すること。

※例えば、以下を想定する。詳細は採択後に決定する。

- ・ 第三者の有識者委員会によるFSへの助言への資料作成と出席〔中間、最終等〕
- ・ 精算事務〔中間・確定検査〕への対応
- ・ 本FSと連携しつつ事務局が行う本事業での国際発信や人材育成事業〔オンラインワークショップ〕への協力
- ・ 「適応ビジネス 貢献度の見える化」に関する情報提供
- ・ 報告書作成にあたっての事前調整 等

①FSの進捗管理

事務局は、以下の FS の進捗管理業務を行うこととしている。

- 1) 採択者との FS 実施に関する契約（再委託契約）の締結
- 2) 各 FS 実施事業者のスケジュール管理、実施状況の把握、経済産業省への報告
- 3) FS の実施に係る経理処理、各 FS 実施事業者への周知・指導
- 4) 各 FS 実施事業者に対する中間・確定検査の実施、精算

②事務局による FS の支援

事務局による各 FS の支援の内容は、提案時の提案者のニーズ、経済産業省の意向等を踏まえ、採択後、経済産業省及び各 FS 実施事業者と協議し決定する。具体的には以下の内容を予定している。

- 1) 技術・製品を導入した場合の成果（相手国の気候変動の影響への適応行動への貢献や、その他経済・社会に与える影響）の評価手法の具体化の支援
- 2) CTCN や GCF の等の国際的なメカニズムとの活用可能性の調査の一部（ネットワークメンバー、AE、NDE、NDA 等の調整支援）
相手国での政策対話等（セミナー等）は、提案者と事務局が連携して実施する（提案者の出席のための経費、現地関係者との対話や現地セミナー等の開催に係る費用等、提案者側で必要となる経費は、提案する事業費に盛り込んでおくこと）。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和 5 年 2 月 28 日

4. 応募資格

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とする。なお、二者以上による共同申請（コンソーシアム形式での申請）も認めるが、その場合は幹事法人を決めるとともに、幹事法人が企画提案書を提出すること（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできない）。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④本事業で知り得た一切の情報について、不適切に開示すること、又は漏洩することがない組織体制を有していること。
- ⑤予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- ⑥経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑦過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

※なお、本 FS 後の事業化を担う予定の企業等が参画する体制を構築して提案する必要があり、事業化の支援を行う者（コンサルティング会社、調査会社等）の単独提案は想定していない（「7. 審査・採択 （2）審査基準 （4）」を参照）。

5. 契約の要件

（1）契約形態：委託契約とする。なお、当社との再委託契約（精算条項付きの概算契約）を締結する。経済産業省本省において締結する標準的な委託契約書フォーマットに準じる契約書であることに留意すること。

○概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r4gaisan-1_format.pdf

（2）採択件数及び予算規模

- ・採択件数は5件程度を想定する。
- ・予算規模は1件につき、税抜き1,000万円程度を上限とする800万円～1,000万円程度を想定。事務局による支援調査の程度を勘案し必要額を提案すること）。

注1）採択件数については、提案事業の内容等を勘案して経済産業省において決定する。

注2）1件あたりの契約金額や最終的な実施内容については、経済産業省と調整した上で決定する。

（3）成果物の納入：

調査報告書（和文）電子媒体（CD-R）非公表用 1式

概略調査報告書（和文・英文）電子媒体（CD-R）公表用 1式

- ・調査報告書（和文：非公表用）：Word形式を予定する。
- ・概略調査報告書（和文・英文：公表用）：Word形式（各20頁程度）及びPowerPoint形式（各1～2頁）を予定する。PowerPoint形式については、事業実施内容の概要、事業実施終了後の結果概要の2種類を想定する。ただし、事業実施内容の概要については、事業実施中に提出するものとする。
- ・調査報告書（非公表用）及び概略調査報告書において、記載する項目、体裁、最終的な枚数等については、事務局及び経済産業省担当者と調整の上、決定する。
- ・報告書の著作権は、経済産業省に帰属する。
- ・電子媒体を納入する際、当社が指定するファイル形式に加え、PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入する。
- ・その他、以下を予定しており、詳細は契約締結時に決定する。

i) 調査報告書電子媒体（非公表用）

- ・調査報告書、調査で得られた元データ、二次利用未承諾リストを納入すること。

- ・調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「EXCEL 等データ」という。）については、EXCEL 形式等により納入すること。

ii) 概略調査報告書電子媒体（公表用）

- ・概略調査報告書及び二次利用未承諾リスト（該当がある場合のみ）を一つの PDF ファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能な EXCEL 等データを納入すること。
- ・セキュリティ等の観点から、当社と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。
- ・概略調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、二次利用未承諾リストに当該箇所を記述し、提出すること。
- ・公開可能かつ二次利用可能な EXCEL 等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。
- ・各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。
- ・EXCEL 等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとする。

(4) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払とする。
※事業終了前の支払い（概算払）は行わない。

(5) 支払額の確定方法：事業終了後、受託者より提出する実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定する。支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性がある。

※経費処理、確定検査等の実施については、経済産業省の委託事業事務処理マニュアルに準じることとするので、留意すること。

○委託事業事務処理マニュアル (R3.1)

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

＜留意事項＞

経済産業省では、これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。上記の「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

①再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。

・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか

（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。

① 一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

（6）なお、契約終了後も、案件のフォローアップのためにヒアリング・アンケート等を実施する場合は、協力すること。

6. 応募手続き

（1）募集期間

・募集開始日：令和4年7月29日（金）

・締切日：令和4年9月2日（金）12時必着

※応募予定者の事前連絡

応募予定者は令和4年8月26日（金）17時までに「10. 問い合わせ先、質問受付」に示す連絡先に、企業名あるいは機関名（共同提案の場合は幹事法人1社の代表者）、部署、氏名、連絡先（E-mail、電話番号）、応募予定の事業名を電子メールで連絡してください。その際、メールの件名（題名）は「【応募予定】令和4年度適応FS（公募）」とすること。

（2）説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、10. 問い合わせ先へ連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を下記期限までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

メールの件名（題名）を必ず「【説明会】令和4年度適応FS（公募）」とすること。

※説明会の開催日時：

1回目：令和4年8月12日（金）11時～12時

2回目：令和4年8月22日（月）11時～12時

（1回目と2回目ともに同じ内容であり、事務局から公募要領等を説明し、質疑応答が終了次第、説明会は終了となります。）

※説明会の登録期限

1回目：令和4年8月10日（水）12時

2回目：令和4年8月18日（木）12時

(3) 応募書類

① 以下の書類（PDF ファイル）を一つのフォルダに入れること。フォルダ名は、「応募書類_提案者名」とすること。

i) 申請書（様式1）＜1部＞

ii) 企画提案書（様式2）及び添付資料（必要な場合）＜1部＞

iii) 会社概要及び直近の過去3年分の財務諸表＜1部＞

② 当社及び審査を行う経済産業省は、提出された応募書類を、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。

なお、応募書類は返却しない。機密保持には十分配慮するが、採択された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれない。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されない。

④ 企画提案書に記入する内容は、今後の契約の基本方針となるので、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。採択後であっても、申請者の都合により記入された内容に大幅な変更があった場合は、不採択となることがある。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は電子メールにより以下に提出してください。メールの件名（題名）を必ず「【応募】令和4年度適応FS（公募）」とすること。

株式会社野村総合研究所 コンサルティング事業本部 適応FS事務局 公募担当あて：【担当：金、小池】 E-mail：adaptation-nri@nri.co.jp

- ・持参、FAX 及び郵送・宅配便等による提出は受け付けない。
- ・資料に不備がある場合は、審査対象とならないので、注意して記入すること。
- ・締切を過ぎての提出は受け付けない。サーバーの都合であっても、締切時刻までに届かない場合は受け付けないので注意すること。

7. 審査・採択

(1) 審査方法

- ・経済産業省において、提案技術によって途上国の適応に貢献や、優れた適応技術・

製品の普及の検討等を総合的に考慮し、案件を審査する。特に、企業での事業化に対する経営方針が明確で（企業の短期及び中長期の経営計画での明確な位置付け、事業化に向けた経営層の明確なコミットメント等）、FS終了後の事業展開の見込みが高い提案を重視する。

- ・採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定する。応募期間締切後に、追加資料の提出依頼、提案に関するヒアリングを実施することがある。要請があった場合は対応すること。
- ・なお、事務局は、FSに係る公募の中立性、公平性を厳に確保するため、FS案件の評価、選定、採択に一切関わらない。

（２）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

1. 公募要件

- (1) 「4. 応募資格」を満たしているか。
- (2) 応募書類が全て提出されているか。
- (3) 提案内容が、「1. 目的」に合致しているか。
- (4) 本FS後の事業化を担う予定の企業等が本事業に参画しているかどうか（参画の形態は、申請者（共同申請者を含む）、委託先、外注先、本FSでの委託費での費用支出が生じない協力先のいずれかとする）。

2. プロジェクトの重要性・効果・実現可能性

- (5) 本プロジェクトの実施が相手国のNAPやNDC等に提示されている適応対策に貢献し、我が国との関係強化に資する等政策的な意義を持つものであるか。
- (6) プロジェクトを行う国や対象技術について、普及可能性や相手国政府の支援策、法制度等具体的な分析に基づき、合理的に選択されているか。
- (7) 優れた技術、ノウハウ、製品等の活用が見込まれ、本FS実施後の広範な普及促進に資するものか。
- (8) 将来の事業化に向けて具体的な事業計画が検討されているか。FS終了後の事業展開の見込みが高いかどうか。
- (9) 本FSを円滑に遂行するため、相手国政府や企業等関係者の協力があるか。
- (10) 想定される相手国の政策・制度への提言の内容が適切なものか。
- (11) 本プロジェクト実施に伴う克服すべき事業課題の検討状況。
- (12) 本プロジェクトの社内での位置づけ、企業戦略との整合性。企業での事業化に対する経営方針が明確であるかどうか（企業の短期及び中長期の経営計画での明確な位置付け、事業化に向けた経営層の明確なコミットメント等）。

3. FSの効果的な実施

- (13) 投資リスク、投資負担の軽減、価格競争力強化といった事業推進に向けた課題を解決するために、本FSをどのように活用するかという戦略が明らかになっているか。
- (14) 本FSでの調査規模等に適した実施体制をとっており、相手国政府や企業等関係者の協力を得られる人的つながりがある、若しくは構築可能か。
- (15) 本FSの関連分野に関する知見を有しているか。
- (16) 本FSの効果を高めるための効果的な工夫が見られるか（過去からの継続案件の場合は、全体計画の中で、過年度に何を行い、今年度は追加的に何を実施するのが明確になっているか）。
- (17) 実施方法や分担、スケジュールが効果的かつ現実的か（調査状況及び現地の情報について、事務局及び委託元の経済産業省担当者と定期的に情報交換を行うとともに、調査状況に柔軟に対応できる実施方法・スケジュールとなっているか）。
- (18) 本FSの事業総額と想定される事業効果のコストパフォーマンスが優れているか。

4. その他

- (19) ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
- (20) 「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）（令和2年10月、ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議策定）（以下URL参照）に沿って、企業が自らの責任の下、最善の人権対応（人権デューディリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等）に取り組んでいるか。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>
- (21) 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- (22) 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- (23) 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、当社のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知する。

8. 契約について

- ・採択された申請書について、当社と申請者（共同提案の場合は幹事法人）との間で

委託契約を締結する。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当社及び経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額等に変更が生じる可能性がある。

※現地渡航を計画する場合、契約締結後、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、現地渡航が困難な場合には、海外旅費減額等を行う場合があるため留意すること。

- ・契約書作成にあたっての条件の協議が整い次第、当社と委託契約を締結し、その後、事業開始となる。
- ・契約条件が合致しない場合は、委託契約の締結ができない場合がある。なお、受託者は、受託内容が国等の他の補助金・委託費と重複しないこと。
- ・契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供するが、情報等の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いする場合がある。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。＜事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること＞

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費(会場借料、機材借料及び茶菓料(お茶代)等)
謝金	事業を行うために必要な謝金(会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等)
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例)通信運搬費(郵便料、運送代、通信・電話料等)、翻訳通訳、速記費用、文献購入費等

Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

※ 対象経費については、以下のリンク先に掲載している経済産業省の委託事業事務処理マニュアル等の書類を十分に確認すること。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

(2) 計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費

10. 問い合わせ先、質問受付

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ
株式会社野村総合研究所 コンサルティング事業本部
適応 FS 事務局 公募担当 【担当：金、小池】
E-mail : adaptation-nri@nri.co.jp

※応募に関する質問は、電子メールのみの受付とし、電話でのお問い合わせは受け付けておりませんのでご了承ください。

※問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「【問い合わせ】令和4年度適応FS（公募）」とすること。他の件名（題名）では回答できない場合があります。

※応募に関する質問の受付期間：令和4年8月25日（木）12時（正午）まで

※頂いた質問は順次回答しますが、回答に時間を要することがあるため、早めの問い合わせをお願いします。

※寄せられた質問への回答のうち、他の応募者の参考となるものは、本募集に関するウェブページに掲載します。

以上